

令和3年9月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年9月10日（金）

宗像市農業委員会

令和３年９月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年９月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年９月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年９月１０日 午後４時５５分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席１３人 欠席１１人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	×
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	×
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	×
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	×
８	花田 安輝	×	２０	福崎 隆裕	×
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	２番	富田 裕		３番	栗野 通孝

令和3年9月定例農業委員会総会会議結果

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| | 受付NO4 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 受付NO1 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について |
| | 受付NO1 承認 |
| | 受付NO2 承認 |
| | 受付NO3 承認 |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| | 承認 |
| 第6号議案 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について |
| | 承認 |

報告事項

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 第2号 | 田より畑への地目変更による届出について |

○議長

令和３年９月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は１３名です。

よって、令和３年９月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。４件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんで、稲作を中心に経営をされています。譲渡人は●●●●さんで、●●●さんは、茨城県龍ヶ崎市の在住になります。今後、宗像市に戻り、生活する予定もないことから、数年前から農地の処分を考えられており、ようやく最後の１筆の話が●●●さんとの間でまとまり、今回の農地法第３条の手続きに至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま受付ＮＯ１の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは土木・建設業のかたわら農業も営んでおられます。譲渡人の●●●●さんは北九州市在住で、平成29年6月に相続により農地を取得しましたが、農業の経験もなく、今後も宗像市に戻る予定もないことから、近隣の農地を所有する●●●●さんに購入していただくことで、今回、話がまとまりました。地元の水利組合長の承諾もあり、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3の譲受人と譲渡人の説明をします。譲受人は●●●●●●さんで、●●●●さんは農事組合法人の代表理事も務められています。譲渡人は●●●●●●さんになります。取得予定の農地は、●●●●さんの自宅の向かい側にあり、●●●●さんとの話がまとまり農地法第3条の申請になっています。地元の水利組合長の承諾もあり、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。

す。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付NO3の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようでございますので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO4の説明がありました。担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号4の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんと、譲渡人の●●●●さんは親子関係になります。古賀市在住で、古賀市を中心に親子で農業に従事されています。父親の●●さんが宗像市内に農地を所有しており、数年前から後継者である●●さんに計画的に贈与を行うということで、農地法第3条申請に至っています。今回の申請で信隆さんが宗像市内に所有する農地の贈与が終わることになります。地元の水利組合長の承諾もあり、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付NO4の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。8月定例総会で審議保留になった案件になります。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の議案説明がありました。つづきまして、地元説明会が開かれたということで、出席された委員から説明会の状況の報告を受けたいと思います。

○委員

●●●●●さんとの説明会を開催させていただきました。地元のみなさんが心配されていましたが、何をしているのかわからないということが一番不安に思っていたところで、どういった業種なのか、どんな事業を展開されているのかなどを含めて説明をしていただきました。当日は、詳しく説明がありまして、県の調査が毎年2回、警察の立ち入り調査も年1回実施されるなどの説明を受けました。また、他の地域で●●●の情報などがあれば、警察が抜き打ちで来て、●●●が入庫していないかどうかの確認をされるということです。地元としては、こういうことをしているんだと改めて知ることができました。また、みなさんが一番心配していましたが、もし大雨が降った場合、オイルなどが流れたらどうするんだという心配がありましたが、オイルの保管庫は敷地の奥の高いところにありまして、オイルが流れることは少ないという現況も説明していただきました。抜き取ったオイルの回収についても、6個タンクがあって溜まったら業者に回収していただくということだったのですが、回収の頻度も短くしていただくことで了承を得ました。あつてはならないことですが、オイルが漏れた場合なども、被害を最小限に抑える対策もされているという事でした。地元の水利組合などの関係者も納得されまして、水利の承諾をしております。以上になります。

○議長

引き続き、譲受人・譲渡人、現地調査の報告を事務局から受けたいと思います。

○事務局

受付NO1の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は株式会社●●●●●●●●で、現在、今回の申請農地のとなりで5年ほど前から自動車解体業をされています。最近の需要の高まりに伴い、敷地の拡大を計画しました。譲渡人である土地所有者の●●●●●さんに使用済・中古自動車の保管場所として、土地を借りる相談をし、使用できるようになりました。使用済自動車の保管場所として整備が終わりましたが、地目が畑ということで、農地法の手続きが必要という認識がなく、結果として無断での農地転用となり、追認での許可申請になっています。

現地確認について、農業委員で実施しました。敷地の周囲は約●.●mのフェンスを設置しています。周辺への雨水被害対策は、敷地内にU型側溝が新たに設置され、この側溝を経由し、河川へと排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。また、申請地内で自動車の解体作業などは行わず、あくまでも使用済自動車・中古自動車の保管場所として利用されます。日照や通風の問題は、特に問題ないと考えています。また、騒音につい

でも、特に影響ないと考えています。

地元の●●●農事区長の承諾も得ております。また、下流域の●●農事区長からも●●委員からの報告でもあったように、承諾を得ております。

追認というかたちになりますが、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えています。また、農地区分は第1種農地に該当しますが、既存の敷地面積の拡大ということで、今回の農地転用面積が既存部分の面積の2分の1を超えないため、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1について議案説明と現地調査の報告、また担当地区委員から地元説明会の報告がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたしました。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO3について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1から受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1から受付NO3について、一括して事務局から説明がありました。

ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声あり)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1から受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO3について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第4号議案、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」を議題といたします。この件につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第5号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第5号議案について、宗像市長に対して基本的な構想の一部変更について、妥当であると認める回答を提出することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」と報告事項第2号「田より畑へ地目変更による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号、報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和３年９月定例農業委員会総会は閉会いたします。